

## 第91回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日 平成24年10月9日（火）

招集場所 米子市役所402会議室

会議 午後1時30分

出席委員 1番 木澤 純一委員      2番 佐々木 知俊委員      3番 佐藤 敏行委員      4番 尾坂 宣雄委員  
5番 番原 邦彦委員      6番 森中 喜輝委員      7番 高西 史郎委員      8番 林原 成子委員  
9番 遠藤 泰三委員      10番 伊塚 重己委員      11番 大縄 敬次委員      12番 足立 寛隆委員  
13番 吉澤 一誠委員      14番 小林 秀美委員      15番 仲田祐康委員      16番 松原 幹人委員  
17番 石橋 明広委員

欠席委員 なし

事務局 仲田会長      田村事務局長      大許事務局長補佐      宅和主幹      道下主幹

日程 1 部会長あいさつ  
2 議事録署名委員の指名  
3 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第22号 米子市農用地利用集積計画の決定について

4 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

(3) 非農地現況証明について

- (4) 農地転用現況確認書の交付について
- (5) 県農業会議員の事務報告
- (6) その他

開 会 午後1時30分

議長（石橋委員）

これより第91回農地部会を開きます。

そういたしますと、最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

それでは、議席番号5番の番原邦彦委員と、議席番号6番の森中喜輝委員にお願いしたいと思います。また本日の欠席はございません。

それでは審議に入ります。初めに3ページの議案第19号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、議決を求めます。

番号19の大崎についてですが、私が地元委員として説明いたしますので議長を交代いたします。

（ 議 長 交 代 ・ ・ 部 会 長 から 木 澤 部 会 長 職 務 代 理 へ ）

議長（木澤委員）

それでは番号19の大崎について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（道下主幹）

番号19の大崎について説明いたします。

譲受人が、おじの農地242㎡を、譲渡人からの希望により、贈与を受けるものです。

提出書類に不備はありませんでした。許可要件についても、特に問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

なお、取得後の経営面積についてですが、このあとの議案番号 10-5 の利用権設定により、22a 規模拡大の予定ですので、利用権設定と合わせまして、42アールとなる予定でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（木澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

17 番（石橋委員）

現地に行きましたところ、作はついておりませんが、きちんと草を刈ってある管理された畑でした。

譲渡人と譲受人は、伯父と甥の関係で譲渡人は京都に住んでいますので不在地主となっており、将来のことを考えて甥に贈与するものです。

許可については、特に問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（木澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（木澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

（議長交代・・・木澤部会長職務代理から石橋部会長へ）

議長（石橋委員）

続きまして、5ページ、議案第24号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。6ページに利用集積計画総括表がございます。

今月は転貸を除く利用権設定が5件、転貸に係る担い手育成機構借入れの設定が1件、それに伴う機構からの転貸が3件ございます。

それでは、10ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号10-1から番号10-5までを一括して審議いたします。

事務局説明から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、6筆 7,585 m<sup>2</sup>、畑に関するものが、6筆 6,722 m<sup>2</sup>ございます。

番号10-1は、再設定でございます。

番号10-2は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は276aとなっております。

番号10-3は、再設定でございます。

番号10-4は、貸人の兼業による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、54aとなっております。

番号10-5は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、40aとなっております。

議長（石橋委員）

ただいま番号10-1から番号10-5について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定といたします。

続きまして11ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借受けを行う案件を審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

11ページ、借りに係る利用権設定各筆明細ですが、番号10-1は、農地保有合理化事業により、（財）鳥取県農業農村担い手機構が鳥取県より彦名新田の農地を借りに入るものです。

以上です。

議長（石橋委員）

担い手育成機構が借受ける案件について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして13ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を審議いたします。審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である木澤委員の退席を求めます。

（木澤委員退席）

議長（石橋委員）

そういたしますと、13ページ、番号 10-1 について事務局説明をお願いいたします。

事務局(大許事務局長補佐)

番号 10-1 は、農地保有合理化事業により、(財)鳥取県農業農村担い手機構が中間保有している農地を、貸付けるものです。

これは再設定でございます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定いたします。

番号 10-1 の審議を終了しましたので、木澤委員の着席を求めます。

（木澤委員着席）

議長（石橋委員）

続きまして13ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件、番号 10-2 から番号 10-3 を審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局(大許事務局長補佐)

番号 10-2 から番号 10-3 は、農地保有合理化事業により、(財)鳥取県農業農村担い手機構が中間保有している農地を、貸付けるものです。これも再設定でございます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局から番号 10-2 から番号 10-3 まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

7番（高西委員）

これは、どういう理由で5か月の契約なのか。

事務局（大許事務局長補佐）

これは通常、担い手機構は1年の契約なんです、3月末終了のために今回の契約は5カ月ということになります。

7番（高西委員）

ちゃんと始めから説明に付け加えておくように。

議長（石橋委員）

ほかにご意見はございませんか。異議がないようですので、決定いたします。

7番（高西委員）

ちょっと、補足で、3月31日で終わることもあるのだろうか。

事務局（大許事務局長補佐）

そうです。干拓地は未買収地を貸し付けておりますので、買い手があれば売りますので。

7番（高西委員）

貸付は3月末までの一年契約でか。

議長（石橋委員）

ちなみに、私も担い手機構から3月末で期限のきれる農地を借りております。県の説明によりますと、一旦利用権設定を中止して、排水不良のある畑などもありますので、そういう工事をやって、売りに出す。買い手がなければ貸しに出す、そういう段取りになっているそうです。

7番（高西委員）

ふつうは農業で、農地を借りる場合に、1年なんてことは常識では考えられないわな。普通は最低でも3年とか、5年なんだから、5か月なんて書いてあるようなときは最初から事務局のほうで説明を入れるようにすればいいと思う。

議長（石橋委員）

ほかに何かございますか。

では、審議事項は以上でございますので、続いて報告事項に移ります。

15ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号9から番号11までの3件を受理しています。

16ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号26から番号30までの5件を受理しています。

17ページ、(3)非農地現況証明について、番号13の1件を証明しています。

18ページ(4)農地転用現況確認所の交付について番号51から番号53の3件を交付しております。

続きまして、県農業会議の報告をお願いいたします。

仲田会長

(県農業会議報告)

議長（石橋委員）

ただいま会長から報告がございました。これについてなにかご意見ご質問などありませんか。

では、本日予定していました審議は以上でございますが、議題などの追加はありませんか。

7番（高西委員）

番号52の大谷町は、昭和62年の1月に許可になっているが、この間はどうなっていたのか。26年ものあいだ、なげてあったってことはどういうことか。

事務局(大許事務局長補佐)

この現況確認というのは、許可が出てから家などを建てたり転用をされますけども、住宅を建てても登記地目は田や畑のままになっているところもあります。ここについては昭和62年に倉庫を建て、転用はされていたんですけども、地目変更をするために、現況確認が必要になり、申請書が出て、確認書を平成24年9月7日に出したということです。

7番(高西委員)

じゃあ、許可になって間もないころには倉庫が建っていたということか。

事務局(大許事務局長補佐)

はい。現地確認に行って、建っていたことを確認しています。

7番(高西委員)

現地に行ってみて、その間はこうなっていたことは地権者に聞かないのか。

事務局(大許事務局長補佐)

昔はですね、許可後の調査などはなかったんですが、近年は完了届を出してもらうように催促しますので、出てない場合は経過報告をしてもらうようになっています。

よくありますのは、転売するときに、地目変更しなければ転売出来ませんので、現況確認をとるというケースで、ずいぶん前に転用許可したものの現況確認で申請されることが多いです。

7番(高西委員)

今日は議案が少ないから、いろんなことを話し合ってみるのもいいと思うよ。

例えばさっきの3条も、1,000㎡以上の土地というわけではなく、100㎡ほどの農地の贈与だったけど、こんなに小さい農地をわざわざ贈与するっていうのはどうしてなのか、わかりにくいと思う。

議長(石橋委員)

ここはですね、道が作られるために農地の一部がとられまして、もう一方からも道がついてとられて無くなり、三角形になってしまった土地なんです。道のきわなので、ごみが投げられることも多いですし、実は、譲渡人のお兄さんが管理をされていたんですが、70代に入って自分が管理できなくなっていくことを考えて、贈与で譲受人に管理してもらうように考えられたものです。

実状を考えると、不在地主が所有されているよりも目の届く地元の人が管理されていく、良いパターンではないかと思われま

議長(石橋委員)

ほかに何かございませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項報告してください。

事務局(大許事務局長補佐)

(事 務 報 告)

議長(石橋議員)

それでは、これをもちまして、第91回農地部会を終了します。

閉 会 午後2時25分